

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

県本部各部課長
殿下
県下各警察署長

宮本刑総第156号
平成25年2月26日
宮城県警察本部長

再被害防止への配慮が必要とされる事案における逮捕状請求時の対応要領について（通達）

再被害防止への配慮が必要とされる事案における逮捕状請求時の対応要領（以下「要領」という。）を別添のとおり制定したので運用上誤りのないようにされたい。
なお、この通達の趣旨については、仙台地方検察庁と協議済みである。

記

1 制定の趣旨

先般、他県において、ストーカー行為に端を発し、被疑者が以前交際していた女性を殺害する事件が発生した。この被疑者は、過去に同女性に対する別事件の被疑者として逮捕されていたが、捜査員が被疑者に逮捕状を示す際に、逮捕状に記載された被害者の氏名や住所を読み上げたことなどから、これをきっかけに当該被疑者が被害者の住所等を特定することにつながったのではないかとの報道がなされたところである。

逮捕状により被疑者を逮捕するには、被疑事実の要旨を記載した逮捕状を被疑者に示さなければならないが、また、逮捕したときは、直ちに犯罪事実の要旨を告げるなど刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に定められた手続を行わなければならない。しかし、逮捕状に記載された被疑事実の要旨や逮捕時に告知される犯罪事実の要旨の内容によっては、事件の被害者及びその関係者が被疑者に知られたくない情報が被疑者に認識され再被害につながるおそれがある。

今後、同種事案を未然に防止する目的で、再被害防止への配慮が必要とされる事案における逮捕状請求時の対応に関し要領を定めたものである。

2 施行期日

平成25年3月1日

別添

再被害防止への配慮が必要とされる事案における逮捕状請求時の対応要領

1 趣旨

この要領は、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、性犯罪、組織犯罪その他の再被害防止などへの配慮が必要とされる事案について、逮捕状請求時における事件の被害者及びその関係者（以下「被害者等」という。）に関する事項を秘匿とする対応に関し必要な事項を定めるものとする。

2 対象事件

この要領の適用の対象とする事件は、犯罪の手口、動機及び組織的背景、加害者と被害者等との関係、加害者の言動その他の状況から、被害者等が加害者から更に生命又は身体に対する犯罪被害（異種犯罪を含む。）を受けるおそれがあり、被害者等が自身に関係する事項の秘匿を望み、再被害防止への配慮が必要であると警察本部事件主管課長又は警察署長が認めた事件とする。

3 対象書類

この要領の適用の対象とする書類は、「「司法警察職員捜査書類基本書式例」の全部改正について（依命通達）」（平成12年5月10日付け警察庁乙刑発第7号）に規定する逮捕状請求書（甲）（様式第11号）及び逮捕状請求書（乙）（様式第16号）とする。

4 対応要領

この要領の適用の対象とする事件に関する前記3の書類を作成する場合は、下記のとおり対応すること。

(1) 被疑事実の要旨の記載方法

前記3の書類の「9 被疑事実の要旨」欄の被害者等に関する事項を秘匿とすることができる。

(2) 疎明措置

前記(1)の規定により被害者等に関する事項を秘匿とした場合は、被害者等に関する事項を秘匿として逮捕状を請求する理由、被害者等の住所、氏名等の人定事項及び被害者等が秘匿を望む意思表示を捜査報告書等により疎明すること。

(3) 検察庁に対する連絡

被害者等に関する事項を匿名とした逮捕状により被疑者を逮捕した場合は、当該事件を送致する検察庁に対し、適宜の方法により事前に連絡すること。